平成２３年（フ）第７１号
沖縄県名護市字運天原777番地
債務者　島袋　正代（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第７４号
沖縄県名護市大西２丁目８番３－２－Ｃ号
ケインズマンション
債務者　上間　昌子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３７６号
神戸市西区伊川谷町潤和1174番地　ファミールエルデ502号
債務者　森　　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番24―404号
債務者　井藤　賢児
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の13　大久保マンション２Ｆ－Ｂ、旧住所兵庫県明石市大久保町高丘１丁目17番地の13
債務者　中野　邦子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目７番41－７号
ピアコートＢ201
債務者　土田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０８号
千葉県柏市今谷上町35番地20
債務者　田中智佳子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１号
千葉県松戸市新松戸南１丁目23番地　アドミナル１号棟101号
債務者　奥山　倫加
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２号
千葉県松戸市五香西３丁目25番地の３　グリーンコーポ皆川103号
債務者　小坂　大樹
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０３２号
北九州市門司区社ノ木１丁目15番７―502号
債務者　熊谷永興こと　付　　永㐂
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８２号
北九州市小倉南区北方３丁目52番５号
債務者　島津瑞穂子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
北九州市小倉南区長尾１丁目４番15号
債務者　本松　健一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８８号
北九州市小倉南区志井５丁目13番10号
債務者　本松　英治
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０号
北九州市小倉南区中曽根５丁目７番５―202号
債務者　若菜　芳広
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３４号
神奈川県横須賀市太田和２丁目13番17号
債務者　梶原　公生
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３５号
神奈川県横須賀市太田和２丁目13番17号
債務者　梶原小夜子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５６７号
沖縄県浦添市伊祖２丁目14番７―303号
コーポナカタ
債務者　山川　和美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２号
沖縄県糸満市西崎２丁目35番１―405号
コーポシナガ
債務者　比嘉　裕二
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部